

# 消費生活センターだより

第10号  
平成27年8月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

## 消費生活ゲームで『しっかりさんになろう!』(7月18日)

豊畑地区社会福祉協議会からの依頼で出前講座に行ってきました。消費生活相談員が振り込め詐欺被害防止のお話をしたあとは、楽しみながら消費生活の知識を学ぶ「しっかりさんになろう!」ゲームを行いました。



ゲームの進行役は民生委員さんや区長さんです。



問題のカードを引いて答えを考えます。みなさん和やかに、楽しい回答に爆笑も!

### ◆参加された方の感想

「久しぶりに頭を使って勉強になった」  
「みんなと一緒にやるので、楽しかった」

### ◆出前講座をご利用ください

消費生活相談員が地域に出向きます。ぜひお申込みください。

## 夏休み子ども消費生活講座『おこづかいの話』(7月28日)



おかねのクイズできるかな

家にある おやつやジュースは  
おうちの人働いて買ってきて  
いるんだね。感謝しよう。

子どもたちが将来よりよい消費生活を送れるよう、千葉県金融広報アドバイザーを講師にお迎えし、「おこづかいの話」と題して講座を開催しました。



おこづかい帳を  
つけてみよう



貯金箱作り

夜間  
相談会

弁護士・精神保健福祉士による **おかねとこころの相談会**

借金と心の悩みに

8月27日(木) 午後6時~午後8時30分 《相談無料・要予約・1人50分》  
会場: 予約先: 旭市消費生活センター 62-8019-63-7272

## こんな相談がありました No. 10 覚えのない消費者金融業者からの請求書



Q

消費者金融業者から、覚えのない借金の返済を求める書面が届いた。その書面には、最後に貸付を受けた日は10年以上前の日付が書かれていた。貸付元金の4倍ほどの請求額が記されており、和解案として、一括返済で元金のみ支払うか、分割で元金に利息を加算した額を2年にわたって毎月返済するか選択して回答せよ、という内容である。支払う義務はないと思うが、そのままにしてよいのか。

A



覚えがないというご相談でしたが、誰かに自分の名前を貸したことがないか、消費者金融業者の窓口でカードを作ったことはないか、よく思い出すよう促しました。相談者は、過去に、亡き夫に言われ自分名義のカードを作り使用しないまま渡したことがあったそうです。

名義を貸した場合は請求から逃れることはできず、請求が不当であるとは考えにくいのですが、最後の貸し付けが10年以上前（※）で、その後返済したり、裁判により業者が勝訴したなどの事実がないのであれば、消滅時効が成立している可能性があります。その場合には返済義務はありません。業者から取引履歴を取り寄せ、それを持って弁護士に相談するよう助言しました。ただし消滅時効にあたると判断されたら、書面で消滅時効の主張（時効の援用）をする必要があります。

このケースでは、消滅時効が成立しているということでした。相談者は自ら時効の援用の書面を作成し業者に送付しました。

※ 商法の適用を受けない業者または個人の場合。貸主が貸金業者の場合は商法で消滅時効は5年と定められています。

ひとりひとりに合った  
解決方法があります

借金に関する相談はさまざまです。

覚えがないからと放置した場合、訴訟を起こされ財産を差し押さえられることもあります。

請求がおかしいと感じたり、納得できない、返済したいが生活が苦しくて返済できない、という場合には、気軽に消費生活センターまでご相談ください。

消費生活センターでは、借金に悩む人の事情を聞き、相談者の実情に合わせて、その場で弁護士や司法書士との面談予約を取ります。さらに市の関係課や外部機関とも連携を図り、相談者の生活再建を支援しています。

消費生活センターを通じての弁護士や司法書士への相談は無料です。その後、債務整理を委任するときは費用が掛かりますが、分割払いに応じてもらえます。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

